

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計 画 内 容	担 当 課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目 標（案）	予 算（千円）	
I 意 識 つ く り	(1) 自 主 防 犯 意 識 の 啓 発	①自主防犯意識の高揚	県民一人一人が、自分の安全は自分で守るとの自主防犯意識の定着と、地域の安全活動を自ら率先して行うとの意欲を高めるため、市町及び県民等と連携・協力した取組を推進します。	交通・地域安全課	1 行政、県民、市町、事業者等の代表者からなる県民会議において、自主防犯活動の促進を図るとともに、支援を行うことにより自主防犯意識の高揚を図る。 2 犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで取り組むための「犯罪なく3ば運動」を推進する。	1 県民会議 年1回開催 2 犯罪なく3ば運動の推進	1,667の一部	1
				生活安全企画課	犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで取り組むための「犯罪なく3ば運動」を推進する。	「犯罪なく3ば運動」の推進	1,410	2
		②インターネット・リテラシー向上の推進	近年、インターネット上の情報を安易に信用し、犯罪実行者募集情報（闇バイト）で犯罪に加担する、SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺の被害に遭う、又はインターネット上で知り合った見ず知らずの者と接触し性被害に遭う事案等が社会問題化していることから、インターネット・リテラシー向上に向けた取組を展開することにより、県民一人一人にインターネットが潜在的に抱える問題を認識させ、犯罪を回避するスキルの浸透を図ります。	交通・地域安全課	安全・安心まちづくりに関する各種情報・資料を提供し、県民のインターネットリテラシーの向上に努める。	適宜実施	—	3
				人権・同和対策課	各種講演会や研修会等の実施によりインターネットリテラシーの向上を含めた県民一人ひとりの人権意識の醸成を図る。	適宜実施	47,341の一部	4
				こども未来課	県内のこどもをメディア被害から守るため、学校・保護者・地域が連携し、こどもや保護者等へのインターネット・メディア環境の知識、適切な利用や被害防止対策の普及啓発を行うとともに、こども自身が主体的にインターネット・メディアのリスクや望ましい使い方を自覚し、適切に利用していくスキルを身に付ける機会を提供する。	こども自身がメディア利用に関して自分ごととして学び、考え、話し合ったうえで利用に関する目標を設定（学校メディア宣言）している学校数 令和6年度184校 令和12年度までに400校	2,203	5
				児童生徒支援課	情報社会におけるマナーとルールを守り、インターネットの安全利用のため、情報モラル教育教材「GIGAワークブックながさき」を活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努める。	適宜実施	—	6
				生活安全企画課	少年のインターネット・リテラシー向上のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を利用した児童・生徒に対する指導を推進する。	適宜実施	1,863の一部	7
				サイバー犯罪対策課	・インターネット利用による犯罪被害を防止するための講話（サイバーセキュリティ講話）や各種機会における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話 37,000人	919,000円 サイバーセキュリティ対策の推進（社会全体の意識向上）の一部	8
				③防犯講習会等の開催	県民の自主防犯意識の向上と自主防犯活動への取組意欲を高めるための防犯講習会等を積極的に開催します。 防犯講習会は、聴講だけでなく参加体験型の研修を取り入れるなど、わかりやすい講習となるように努めます。	交通・地域安全課	県防犯協会連合会・県警察本部と連携し、防犯指導技能養成講座を開催する。	防犯協会・県警との共催による研修会を1回開催
		生活安全企画課	防犯講習会を積極的に開催し、地域住民の自主防犯意識の高揚を図る。			適宜実施	—	10
			非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を利用して防犯指導を実施する。			適宜実施	1,863の一部（再掲）	11
		サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害を防止するための講話（サイバーセキュリティ講話）や各種機会における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。			サイバーセキュリティ講話 37,000人	919,000円 サイバーセキュリティ対策の推進（社会全体の意識向上）の一部（再掲）	12
		地域課	生安課と連携して防犯講習会を開催する。	生安課と連携して防犯講習会を実施	—	13		

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計 画 内 容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
	④各種会合等での啓発		町内会、自治会等の単位で自主的に開催される各種会合等に参加し、特に注意を要する犯罪・交通情勢やその地区特有の犯罪発生状況など、身近な情報を積極的に提供して、自主防犯意識の啓発に努めます。	交通・地域安全課	自治会等に犯罪のない安全・安心まちづくりに関する各種情報・資料を提供するなど、自主防犯意識の啓発に努める。	要請に応じて対応	1,667の一部（再掲）	14
				生活安全企画課	自治会等が開催する各種会合等へ参加し、安全情報を提供する。	適宜実施	—	15
				地域課	自治会等が開催する各種会合等へ参加し、安全情報を提供する。	会合等出席時に適宜実施	—	16
				交通企画課	自治会等で開催される各種会合等に参加して情報を提供する。	適宜実施	35,503の一部	17
	⑤広報・啓発活動の推進		毎年10月11日から10月20日までを「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」と定め、防犯キャンペーンや防犯イベントなどの広報・啓発活動を推進します。	交通・地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間啓発用ポスターを作成し、関係機関へ配布する。	ポスター2,450枚作成（旬間）	1,667の一部（再掲）	18
				生活安全企画課	関係機関・団体と連携して、「安全・安心まちづくり長崎県大会」を開催し、広報啓発を図る。	10月中に1回開催	317	19
	⑥ポスター、パンフレット、グッズ等の作成		犯罪の実態に応じた防犯対策や、ふれあいに満ちた安全・安心なまちづくりを進めるため、印象に残るデザインや内容を工夫した防犯ポスターやパンフレット、グッズ等を作成します。	交通・地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりを啓発するためのポスター、チラシを作成・配布する。	ポスター2,450枚作成（旬間）	1,667の一部（再掲）	20
				生活安全企画課	犯罪情勢の変化に対応した防犯ポスター、パンフレット、グッズの作成を推進する。	啓発物品の作成	1,093	21
	⑦自転車防犯登録制度の普及		自転車の盗難防止、被害の早期回復を目的とした自転車防犯登録制度の普及に努めることにより、自分の財産は自分で守るという自主防犯意識の高揚を図ります。	生活安全企画課	駐輪場における防犯診断等の機会を通じて、自転車防犯登録制度の普及啓発を図る。	防犯診断等の機会を通じて、継続した広報を実施	—	22
				地域課	生安課と連携し、街頭活動を通じて児童・生徒等に対する自転車防犯登録制度の普及啓発を図る。	街頭活動を通じて指導を実施	—	23
	⑧施錠意識の啓発		無施錠に伴う窃盗犯罪は、「施錠する」という一人一人の心がけ次第で未然に防止することができるため、鍵かけ習慣の浸透に向けた取組を推進します。	交通・地域安全課	施錠の励行や防犯意識の高揚を促す防犯ポスター、チラシを作成・配布する。	ポスター2,450枚作成（旬間）	1,667の一部（再掲）	24
				生活安全企画課	犯罪なく3ば運動をし、施錠意識の向上を図るための取組を推進する。	適宜実施	855	25
				地域課	巡回連絡や防犯講座等、あらゆる機会を通じて、県民に施錠意識を啓発するための防犯指導を行う。	ミニ広報紙等による広報啓発と合同パトロールを通じた指導を実施	—	26
	⑨施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進		万引きや自転車盗など、犯罪が多く発生するおそれのある商業施設や駐輪場などの施設管理者に対して、「自分の施設で犯罪を起こさせない」という自主防犯意識を啓発する取組を推進します。	交通・地域安全課	長崎犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体（事業所）に働きかけて自主的な防犯・交通安全意識高揚を図る。	随時実施	1,667の一部（再掲）	27
				生活安全企画課	万引きや自転車盗の発生状況に応じた個別具体的な抑止対策を推進する。	適宜実施	—	28
				地域課	犯罪情勢を踏まえ、犯罪発生のおそれがある施設等を巡回・訪問し、管理者等に指導を行う。	巡回連絡等を通じて管理者等に対する指導を実施	—	29

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課（室）	具体的内容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
規範意識の向上	①犯罪に手を出さない意識づくり		ゴミのポイ捨てなどのモラル・マナー違反のほか、軽い気持ちで手を出してしまう万引き・自転車盗などの犯罪をしない・させない意識づくりに努めます。 また、近年、社会問題となっているSNSや掲示板等でまん延する闇バイト等の危険性を広く周知し、匿名流動型犯罪グループ（トクリュウ）が行う犯罪行為に加担しない対策を強化します。	交通・地域安全課	規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携して啓発活動を行う。	啓発物品の作成及び支援	1,667の一部（再掲）	30
				生活安全企画課	万引き等のゲートウェイ犯罪等について、自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、総合的な抑止対策を推進し、規範意識の向上を図る。	総合的な抑止対策の推進	—	31
					若年層を中心に、匿名性を悪用した犯罪グループへの加担防止に向けた広報啓発活動等を行う。	適宜実施	—	32
					少年の規範意識向上のため、次のような取組を実施する。 1 非行防止教室等あらゆる機会を通じた広報啓発活動 2 少年警察ボランティアと連携した広報啓発活動 3 非行少年の立ち直り支援活動	適宜実施	12,546の一部	33
				地域課	生安課、人身安全・少年課と連携して学校での講習会に参加する。地域の各種会合や街頭活動中の指導等により意識づけを図る。	生安課、人少課と連携した講習会の開催、各種会合等における指導の実施	—	34
	②サイバー空間における規範意識の向上		インターネット利用者の規範意識を高めるため、幅広い世代に対して、講話の実施、各種メディア、チラシ・パンフレット等の活用等による広報啓発活動を推進します。 児童生徒に対しては活用型情報モラル教材「GIGAワークブックながさき」等を学校の道徳の時間など様々な場面において活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努めます。	児童生徒支援課	情報社会におけるマナーとルールを守り、インターネットの安全利用のため、情報モラル教育教材「GIGAワークブックながさき」を活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努める。	適宜実施	—	35
				生活安全企画課	少年のインターネット・リテラシー向上のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を利用した児童・生徒に対する指導を推進する。また、ホームページ、広報紙等による啓発活動を推進する。	適宜実施	1,863の一部（再掲）	36
				サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害を防止するための講話（サイバーセキュリティ講話）や各種会合における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話 37,000人	919,000円 サイバーセキュリティ対策の推進（社会全体の意識向上）の一部（再掲）	37
	③交通ルールの遵守		交通安全教育、広報啓発活動、交通指導取締りを推進し、県民が交通ルールを遵守する規範意識の向上を図ります。	交通・地域安全課	長崎交通公園・高齢者交通安全教育事業等を通じての交通安全教育と各種交通安全運動を通じて交通ルールの遵守を促す。	随時実施	—	38
				交通企画課 交通指導課	幼児、児童等に対する交通安全教室や企業・高齢者等を対象とした各種講習会等による交通安全教育、関係機関・団体と連携したキャンペーン等の広報啓発活動・飲酒運転を始めとした悪質・危険な交通違反の取締りを推進する。	適宜実施	35,503の一部（再掲）	39
	④薬物乱用防止対策の推進		麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナーなど、薬物の乱用防止を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民を対象とする薬物乱用防止教室等の開催やその支援、広報啓発活動を行います。	薬務行政室	1 地域における薬物乱用対策を支援するため、啓発資料の作成、提供、講師の派遣を行う。 2 県民に対して、薬物の種類、乱用の実態等、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図り、薬物乱用を防止するための講習会等を開催する。	県民への薬物乱用防止に係る講習会等の開催回数 50回	10,464の一部	40
				体育保健課	公立小・中、高等学校において、薬物乱用防止教室を開催する。	公立小・中・高等学校薬物乱用防止教室の開催率 小学校 95%以上 中学校、高等学校 100%実施	38	41
生活安全企画課				学校での薬物乱用防止教室の開催や、薬物乱用防止広報車の効果的運用、SNS広報等を通じて、児童生徒に対する薬物乱用防止の意識づくりを推進する。	非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催回数350回	1,863の一部（再掲）	42	

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）			
						目標（案）	予算（千円）		
		⑤非行防止教室の開催	児童生徒に対し、小さなルール違反やいじめ、万引き、乗り物盗、薬物乱用、闇バイトへの加担、オンラインカジノ問題など、悪いことは悪いとの規範意識を醸成するため、学校、警察が連携し、少年育成官、スクールサポーター等による非行防止教室を開催します。	生活安全企画課	小さなルール違反や万引き、乗り物盗などゲートウェイ犯罪の非行、薬物乱用や闇バイトへの加担など、社会問題となっている少年犯罪を重点とした非行防止教室を開催する。	非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催回数350回	1,863の一部（再掲）	43	
		⑥学校における道徳教育の推進	本県道徳教育の指針を踏まえ、小中高12年間を見通した道徳教育を推進し、命を大切にす心や思いやりの心をはぐくむとともに、人間としてのモラルや確かな規範意識をこどもの発達段階に即しながら指導し、心豊かな長崎っ子を育成します。	児童生徒支援課	本県道徳教育の指針を踏まえ、小中高12年間を見通した道徳教育を推進し、モラルや規範意識を子供の発達段階に即しながら指導し、心豊かな長崎っ子を育成する。	「長崎っ子の心を見つめる教育週間（前期5～7月、後期9月～11月）」を実施	—	44	
		⑦人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進	県民一人一人の人権が尊重され、相互の人権が共存する社会をめざし、学校や家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。	人権・同和对策課	安全・安心のまちづくりの基本となる県民一人ひとりの人権意識の醸成を図るため、各種講演会や研修会、イベント等を開催する。	随時実施	(再掲)47,341の一部	45	
		⑧犯罪被害者等への県民の理解の増進	誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪被害者等の支援に係る人材を育成するほか、県民に犯罪被害者等支援の必要性と意識の醸成を図ります。	交通・地域安全課	犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修等を実施して資質の向上を図るほか、犯罪被害者等の援助を行う団体の活動等を周知するための広報啓発活動を推進する。	犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修の実施	—	46	
				犯罪被害者支援室					年間を通じて広報・意識啓発活動を実施
		(3)安全情報等の提供	①広報紙等による安全情報等の提供	地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に作成する生活安全ニュースや交番・駐在所で作成するミニ広報紙、交番速報等の安全情報の内容を一層充実して提供します。 また、県の広報誌への掲載等による県民への情報提供に努めます。	広報課	県の広報誌等への掲載等による県民への情報提供を行います。	県の広報媒体を活用し、施策の紹介、安全情報の周知を図る。	広報課全体予算の一部	48
					生活安全企画課	適宜実施	—	49	
					地域課	1 地域住民に対し、生活安全ニュース等により、安全情報等を提供する。 2 定期的なミニ広報紙の発行や管内での事件・事故発生時における交番速報の発行により安全情報を提供する。	・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行 ・交番速報を適宜発行	—	50
					交通・地域安全課	インターネットを通じて、犯罪発生状況、防犯対策について情報提供する。	適宜実施	—	51
		②インターネットを活用した情報の提供	県内の自治体、教育機関、事業所等の自主防犯活動に役立ててもらおう、県・県警公式ホームページ、SNS、「安心メール・キャッチくん」等を活用して、最新の犯罪発生状況や防犯対策等を提供します。	生活安全企画課	1 インターネットにより情報発信を行う「もってこいネットワーク通信」の登録拡大を図る。 2 携帯電話にメールで情報発信を行う「安心メールキャッチくん」の登録会員数の拡大を図る。	随時広報を実施し、配信先、登録者数を拡大	396	52	
交通・地域安全課	新聞、テレビ、ラジオなどを通じての広報や県広報紙の掲載、市町等に対して安全情報等を提供する。			適宜実施	—	53			
③マスメディア等を通じた情報の提供	安全・安心に対する意識を高めるため、新聞、テレビ、ラジオ、県広報誌など、多種多様な広報手段を通じて県内の犯罪発生状況や防犯対策等の情報を提供します。 また、市町広報誌にも掲載できるよう市町への情報提供も行います。	生活安全企画課	新聞、テレビ、ラジオ、自治体広報誌等を活用し、安全情報を提供する。	各種媒体を活用して広報を実施	—	54			

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
		④犯罪情勢に的確に対応した情報発信	デジタル化の進展に伴い、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進む中で、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪や、悪質・巧妙化しながら全年齢層に被害が広がるニセ電話詐欺（特殊詐欺）やSNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺など、犯罪情勢を的確に見極めて、インターネット・リテラシーの向上、被害防止のための情報共有を図るとともに、情報発信や広報啓発、関係機関との連携による安全対策を推進します。	スマート県庁推進課	県民が安心してインターネットを利用できるよう、警務課、九州管区警察局長崎県情報通信部情報技術解析課等と連携、情報交換・情報共有を行い、必要があれば情報提供を行う。	-	-	55
				交通・地域安全課	新たな形態の犯罪について、県の広報媒体やホームページ等を利用して情報発信を行う。	適宜実施	-	56
				食品安全・消費生活課	悪質商法等の消費者被害やニセ電話詐欺被害を未然に防止するために、警察と連携して広報・啓発を行う。	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	0	57
				生活安全企画課	新たな犯罪被害防止のため、安全情報の提供、広報啓発活動を行う。ニセ電話詐欺については、被害に遭う可能性の高い高齢者に直接被害防止を呼びかけるとともに、被害防止装置の設置などを推進する。また、SNS型投資・ロマンス詐欺については、SNS等あらゆる媒体を活用した情報発信を推進する。	適宜実施	15,551	58
				サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害を防止するための講話（サイバーセキュリティ講話）や各種会合における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話 37,000人	919,000円 サイバーセキュリティ対策の推進（社会全体の意識向上）の一部（再掲）	59
				地域課	巡回連絡の際、ニセ電話詐欺の発生状況を踏まえた分かりやすい説明を実施し、注意喚起を図る。	巡回連絡を通じて主に高齢者宅を訪問し注意喚起を実施	-	60
2 地域 づくり	(1) 地域 における 連 帯 感 の 向 上	①地域コミュニティの基盤の強化	人口減少や少子高齢化の中においても地域住民が住み慣れた地域に安心して住み続けていくことができるよう、地元自治体と連携しながら地域住民が主体となった活動を支援することで、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進します。	地域づくり推進課	地域住民主体による地域運営組織の維持・活性化に向けた支援	中間支援組織と連携し、地域運営組織の設立支援等のためのアドバイザー派遣や研修会を実施	6,626（2-（5）-①と同一）	61
				交通・地域安全課	地域ぐるみで自主防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集	宣言団体数500団体維持	1,667の一部（再掲）	62
		②地域連帯の再構築	あいさつ運動や高齢者宅訪問活動等を通じて絆の醸成を図り、地域の連帯を再構築します。 また、地域住民が共通の目的を有する活動を通じて交流を深めるため、子供会活動や少年スポーツ大会等各種イベントの地域住民の積極的な参加を推奨します。	交通・地域安全課	犯罪なく3ば運動を通じて、地域の連帯感を構築するあいさつ運動の励行を図る。	適宜実施	-	63
				こども未来課	ココロねっこ運動啓発イベント等広報活動を展開し、誰もが学校行事、PTA行事及び地域行事等にすすんで参加できる雰囲気づくりを推進する。	ココロねっこ運動の普及	21,623	64
				生活安全企画課	1 犯罪なく3ば運動を通じて、地域の連帯感を構築するための見守り活動の励行を図る。 2 防犯協会等と連携し、地域住民が参加する活動を推進する。 3 スポーツ活動、農業体験等非行少年の社会参加活動を推進することを通じて、少年の立ち直り支援を図る中で、地域の連帯感や絆を深める。	適宜実施	-	65
		③自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化	自主防災組織と自治会や町内会等の地域コミュニティ団体、事業所等が連携して行う防災訓練、研修会等に対する支援を実施するなど、自主防災活動、自主防災組織づくりを推進する中で、地域の連帯感・絆の強化を図ります。	防災企画課	自主防災組織育成の主体である市町担当者や、自主防災組織運営の主体となる自治会役員等に対し、自主防災リーダー研修会等への参加を推進し、更なる育成を図る。	120人	5,053	66
								67

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
地域の 防犯・ 安全活 動の促 進	②地域における防犯活動への支援		地域における自主防犯活動の活性化を図るため、防犯ボランティアに対する情報提供や合同パトロールの実施、市町や自治会等が行う防犯ボランティアの育成、講習会の開催に対する支援など、地域における防犯活動を支援します。	交通・地域安全課	1 安全・安心まちづくり通信による情報提供を行う。 2 県防犯協会連合会・県警察本部と連携し、防犯指導技能養成講座を開催する。	1 情報提供適宜実施 2 年1回の開催	1,667の一部（再掲）	68
				生活安全企画課	防犯ボランティア団体への情報提供や合同活動のほか、若い世代や現役世代による防犯ボランティア団体等の結成を支援する。	防犯用品の無償貸付、保険への加入等の支援を継続	678	69
	②自主防犯活動の拡大		町内会、自治会、地域住民のほか、PTAや事業者等に対して、自主防犯活動の重要性を呼びかけるとともに、大学や事業者に対して防犯ボランティアの結成方法、活動ノウハウ等を助言指導し、自主的防犯活動の拡大を図ります。	交通・地域安全課	地域ぐるみで自主防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集	宣言団体数500団体維持	1,667の一部（再掲）	70
					長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体へ防犯・交通安全情報に資する情報を提供することにより、事業所の自主的な防犯・交通安全活動を活性化させる。	まちづくり通信の発行 年6回以上	1,667の一部（再掲）	71
				生活安全企画課	各種会合や広報媒体を活用して、地域住民の意識啓発を図り、若い世代、現役世代の自主防犯活動への参加を働きかけるとともに、自主防犯団体の拡大を図る。	適宜実施	—	72
				地域課	民間パトロール隊との合同パトロール等を実施し、自主防犯活動を支援する。	積極的な情報提供と合同パトロール活動の実施による支援を実施	—	73
	③防犯ネットワークの拡大		警察、関係機関・団体、事業者等が、相互に連携して犯罪被害防止に取り組むことができるよう、防犯ネットワークの拡大に努めます。	交通・地域安全課	市町担当課長会議において情報の提供を図るとともに、市町と連携した取組の推進を図る。	会議開催年1回	—	74
					防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げていくため、推進旬間期間に県内各地域で防犯パトロールを推奨する。	安全・安心まちづくり宣言団体等に対し、推進旬間中の防犯活動を奨励	1,667の一部（再掲）	75
					長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体へ防犯・交通安全情報に資する情報を提供することにより、事業所の自主的な防犯・交通安全活動を活性化させる。	まちづくり通信の発行 年6回以上	1,667の一部（再掲）	76
		生活安全企画課	対策を講じる必要性の高い罪種、被害者類型ごとに自治体、地域住民、事業者等による防犯ネットワークの整備を促進する。	防犯ネットワークの活性化、活用促進	—	77		
	④再犯防止の取組の推進		犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支援し、再犯の防止を図ることで、県民が犯罪被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。	福祉保健課	長崎県再犯防止ネットワーク推進協議会の開催や長崎県地域生活定着支援センターの運営を通じて、地域ネットワークの強化を図り、地域における再犯防止の取組を推進する。	適宜実施	36,316	78
	⑤環境保全による安全・安心まちづくり		整備された快適で明るい環境は犯罪の発生率が低くなることから、河川、道路、海岸、港湾、漁港、都市公園、砂防施設などの美化活動に取り組まれているボランティア団体等を支援します。	河川課	土木部所管の「県民参加の地域づくり事業」、現在の事業活動を維持していく。（参加人数、団体数）	団体数：1,220団体 参加人数：41,000人	9,703	79
				道路維持課				
				港湾課				
				都市政策課				
砂防課								
漁港漁場課								

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課（室）	具体的内容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
子ども・女性等を守る取組の推進	③子ども・女性を対象とした防犯指導の実施		防犯講習会等においては、子ども・女性が路上等において被害に遭った場合又は被害に遭うおそれがある場合の対処方法、防犯ブザー、防犯ホイッスル等の活用方法及び「子ども110番の家」等の利用方法の防犯指導を実施します。	児童生徒支援課	学校における防犯教室や防犯訓練の推進、防犯指導者の育成のため、教職員や安全ボランティア等を対象に防犯教室推進研修会を開催し、防犯指導の充実を図る。	学校安全教室推進研修会開催	—	80
				生活安全企画課	防犯講習会等において、女性・子供に対する被害を未然に防止するための対策や、被害にあった場合または被害にあうおそれがある場合の対処方法の防犯指導を実施する。	防犯講話等を適宜実施	—	81
					警察官OBで構成するスクールサポーターを中心として、児童生徒を対象とした具体的想定に基づく防犯訓練と研修を実施する。	適宜実施	704	82
				地域課	生安課と連携して、防犯講習会等において防犯指導を実施するほか、街頭活動を通じての指導を実施する。	講習会等における防犯訓練の実施、パトロール等を通じた指導の推進	—	83
	②子ども・女性に対する性犯罪等の対策の推進		子ども・女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け事案等が発生した段階で、これに的確に対処し、行為者を特定の上、検挙又は指導警告する先制・予防的活動を推進します。	生活安全企画課	子供・女性を対象とする声掛け、つきまとい等を認知した場合は、綿密な情報分析と積極的な先制・予防活動により、行為者の特定を推進し、被害の拡大防止を図る。	全件対応	—	84
				地域課	声かけ・つきまとい等の事案発生時における検挙活動等及び街頭活動を通じた予防活動を推進する。	早期解決に向けた活動及びパトロールの強化	—	85
	③子ども・女性等に対する暴力等事案の対策の推進		児童虐待、ストーカー、配偶者等からの暴力（DV・デートDVも含む。）、性暴力等の被害者に対して、適切な相談対応や支援を実施するとともに、犯罪被害の発生を防止するための措置について助言指導や体制を整備するなどの対策を推進します。 また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図り、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めます。	交通・地域安全課	性暴力被害者の支援体制の充実を図る。	性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報	17,645の一部	86
				男女参画・女性活躍推進室	女性に対する暴力をなくす運動等を通じて、女性の人権の尊重のための意識啓発を推進する。	・女性に対する暴力をなくす運動への取組 ・若年層の性暴力被害予防月間への取組	16071の一部	87
				子ども家庭課	関係機関とともに要保護児童の早期発見やその適切な保護・支援を推進するとともに、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	児童虐待防止対策を担う児童相談所と市町職員の資質向上のための研修を実施する。	7,117の一部	88
						市町に対して子ども家庭総合支援拠点の設置を支援する。	—	89
					DV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能強化を図り、被害者および同伴児童の相談から自立までのきれめない支援を目指すとともに、暴力を未然に防ぐための予防教育や相談窓口の周知のための啓発を行う。	被害者の心のケア、弁護士相談、ステップハウス活用等による自立支援、暴力を未然に防ぐための予防教育等を実施する。	19,041の一部	90
				生活安全企画課	虐待、性暴力等あらゆる犯罪等の被害を受けた児童に対し、少年サポートセンターを中心に警察委嘱の臨床心理士であるカウンセリングアドバイザーと連携しながら、カウンセリング等必要な支援を行う。	適宜実施	1,323の一部	91
				人身安全対策課	ストーカー事案、配偶者等からの暴力等の被害者に対し、その被害を拡大させないよう適切に対応する。	全件対応	—	92
					児童虐待事案への対応に当たっては、児童相談所等関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先としての確に対応する。	全件対応	—	93
地域課	事案発生時における検挙活動等及び被害者の訪問活動、街頭活動を通じた被害拡大防止活動を推進する。	被害拡大防止活動を適宜実施	—	94				

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
	④パトロール活動や見守り活動の充実・強化		地域ぐるみで子ども・女性の安全・安心を確保する防犯活動の促進を図るとともに、地域安全情報の提供や防犯ボランティア等との合同パトロール等を実施します。	交通・地域安全課	地域ぐるみでパトロールや見守り活動等の防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集	宣言団体数500団体維持	1,667の一部（再掲）	95
				生活安全企画課	防犯ボランティア団体の自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報等を提供する。	安全情報の提供、合同パトロール等を適宜実施	—	96
					警察職員と協働の街頭活動等を通じて、少年補員による街頭補導活動を支援する。	適宜実施	8,370	97
				地域課	地域安全情報の提供や合同パトロール等の実施により、パトロール活動の強化を図る。	合同パトロール等を適宜実施	—	98
	⑤子ども110番の家等の支援		「子ども110番の家」に対して、付近の犯罪情勢や安全情報の提供などによる支援を行います。	生活安全企画課	子ども110番の家に対して安全情報を提供する。	安全情報の提供を継続実施	—	99
					学校警察連絡協議会において「110番の家」の周知を図る。	適宜実施	—	100
				地域課	巡回連絡等を通じて安全情報を提供する。	巡回連絡等を通じた支援及び情報提供を実施	—	101
	⑥子どもを犯罪から守るための情報交換の実施		学校と家庭、地域や関係機関・団体との連携強化による情報交換に努めるとともに、学校警察連絡協議会等を一層充実したものとしていきます。 また、少年補導員、「子ども110番の家」等の防犯ボランティアとの情報交換を行っていきます。	子ども未来課	ココロねっこ運動を通して、青少年育成県民会議や市町民会議などの健全育成団体と連携し、子どもたちの健やかな育ちを支援する。	ココロねっこ運動の普及	21,623（再掲）	102
				児童生徒支援課	学校警察連絡協議会の積極的活用と、防犯ボランティアとの情報交換を密に行い、子供を犯罪から守る対策を推進する。	「学校・警察の相互連絡制度」の積極的活用	—	103
				生活安全企画課	学校警察連絡協議会の定期的な開催や少年サポートセンターの関係機関・団体向け広報紙である「サポート通信」の定期的な発行等を通じて、教育機関、少年補導員等との情報交換及び情報提供を実施する。	適宜実施	1,323の一部（再掲）	104
	⑦安全情報配信システムの有効活用		子ども・女性に対する声掛け事案等が発生したり、公然わいせつなどの不審者が目撃された場合、事案の再発防止と被害拡大防止のため、学校等とのファックスネットワークや「安心メール・キャッチくん」など安全情報配信システムを有効活用します。	生活安全企画課	声かけ事案等子供の安全を脅かすおそれのある事案発生の際は、ファックスネットワークや安心メール・キャッチくんによる迅速的確な情報発信を行う。	迅速かつタイムリーに情報を発信	396（再掲）	105
地域課				生安課と連携して、事案発生時の迅速な情報提供等により子供の安全対策を図る。	生安課と連携して、適宜情報発信を実施	—	106	
⑧新聞販売店・コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動の支援		痴漢や声掛け事案等の被害者が駆け込んできた場合の保護や通報を行う新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動に対して、安全情報の提供・交換などの支援を行います。	交通・地域安全課	県民会議を通して関係業界等への協力依頼を行う。	県民会議 年1回開催	299	107	
			生活安全企画課	1新聞販売店、コンビニエンスストア等に対し安全情報を積極的に提供し、セーフティステーション活動の支援を行う。 2「コンビニサポートボリス制度」を活用して、コンビニエンスストア各店の防犯対策強化と地域の安全情報発信拠点としての活用を図る。	相互連携により安全情報の発信拠点としての活動を推進	—	108	
(4)子どもを健やかに育て	①家庭教育支援事業の推進	家庭は教育の原点で、全ての教育の出発点であるという認識に立ち、親としての意識啓発や子育て支援ネットワークの充実を図ります。 また、「ながさきファミリープログラム」など家庭教育に関する学習機会を提供することで家庭教育を支援します。	子ども家庭課	相談窓口の周知のための啓発を行う。	相談窓口の周知のための啓発を行う。	152	109	
			生涯学習課	家庭の教育力向上のため、次の取組を実施する。 1 「ながさきファミリープログラム」を市町と連携して推進する 2 「ながさきファミリープログラム」ファシリテーター及び推進員の資質向上を図る	参加者満足度90%以上	対話でつながる！ながさき子育てネットワーク推進事業 2,152千円	110	
			生活安全企画課	保護者を対象とした講話を開催する。	適宜実施	—	111	

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課(室)	具体的内容	令和8年度(年)				
						目標(案)	予算(千円)			
るための取組の推進		②ココロねっこ運動の推進	地域の大人が、あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に行うなど、こどもたちの健全な育ちを支援する活動を推進します。 また、こどもの手本となるような大人の行動が求められているため「ココロねっこ運動」への家庭・学校・地域団体・グループ・企業等さまざまな立場の方々の参加を促進し、県民運動の輪を広げていきます。	こども未来課	こどもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、こどもの健やかな成長を促す目的のココロねっこ運動を普及するため、イベント開催等広報啓発活動を実施する。	ココロねっこ運動の普及	21,623(再掲)	112		
		③放課後児童クラブへの支援・設置支援	子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、放課後児童クラブに対する需要が高まっており、こどもを地域社会の中で、心豊かに健やかに育むため、安全・安心な活動拠点(居場所)を設ける必要があります。 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、保護者の就労形態等の変化などのニーズにも対応するため、放課後児童クラブの運営を支援し、設置を促進します。	こども未来課	市町が実施する放課後児童クラブの設置を支援する。	待機児童数を0人にする	2,184,515	113		
		④こどもの居場所や体験の機会(こども場所)の充実	こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所(こども食堂、フリースペース等の物理的な「場」のほか、オンライン空間などの多様な形態を含む)やワクワクする体験の機会を「こども場所」と位置づけ、その充実を図ることで、こどもが主役の、みんなで育てる環境づくりに取り組みます。	こども未来課	こども場所の活動者等に対する相談・助言や、質の向上のための研修、活動者や支援者をつなぐ官民ネットワークづくり、長崎県こども未来応援基金を活用した補助金等の支援を行うことで、地域、企業、NPO等によるこども場所の取組を後押しする。	こども場所の充実	49,484	114		
		⑤こどもを取り巻く有害環境の浄化			こどもの健全育成を阻害する有害興行、有害図書類販売店、有害がん具類販売店などの立入調査を実施し、こどもを取り巻く社会環境の浄化に努めます。	こども未来課	立入対象店舗等への立入調査を実施し、こどもを取り巻く有害環境浄化を推進する。	立入調査900箇所 有害環境の浄化意識の向上	935	115
						生活安全企画課	次のような取組を通じて、こどもを取り巻く有害環境の浄化を推進する。 1 少年補導員等少年警察ボランティアと協働による啓発活動 2 街頭補導活動を通じての実態調査	適宜実施	9,335の一部	116
		⑥インターネット上の違法情報、有害情報対策の推進			インターネット上の違法情報、有害情報からこどもを守るため、各種講話において注意喚起やフィルタリング普及をはじめとした広報啓発を推進します。	学事振興課	こども未来課との連携を図り、フィルタリングの推進やソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動に向けた連携強化	啓発活動を適宜実施する。	—	117
						こども未来課	携帯電話販売店に立入調査を実施し、契約者に対するフィルタリングの効果の説明、普及を促進する。 メディアを利用するこどもたちが自ら利用方法等について考え、自ら学ぶ取組を実施する。	携帯電話販売店立入調査の実施 フィルタリングの普及	2,203(再掲)	118
						児童生徒支援課	こども未来課との連携を図り、フィルタリング普及に向けた広報啓発活動を推進する。	適宜実施	—	119
						生活安全企画課	各種講話・講習会等において、児童生徒に対する情報モラル教育を行い、保護者に対してはフィルタリング設定を促すほか、通信事業者に対しては、青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリング設定義務の遵守を要請するなど、インターネット上の有害情報対策を推進する。	適宜実施	1,323の一部(再掲)	120
						サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ講話等各種講話におけるフィルタリング普及促進の推進	フィルタリングの普及推進	919,000円 サイバーセキュリティ対策の推進(社会全体の意識向上)の一部(再掲)	121

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課(室)	具体的内容	令和8年度(年)		
						目標(案)	予算(千円)	
高齢者・障害者が安全で安心して暮らせる取組の推進	⑦メディア安全指導員の養成及び派遣		スマートフォンの利用を中心としたインターネットや通信機能を有する携帯型ゲーム機など、こどもを取り巻くメディアの危険性や対処法等を指導するメディア安全指導員を広く市町において育成し、県内全域へ派遣します。	こども未来課	メディア安全指導員の養成し、小・中学校、PTA等への派遣する。	メディア安全指導員のスキルアップ研修実施	2,203(再掲)	122
				生活安全企画課	次のような少年警察活動を通じて、非行少年を生まない社会づくりを推進する。 1 非行少年、不良行為少年の発見・補導活動 2 電話相談「ヤングテレホン」や面接等の少年相談活動 3 非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催や各種講演活動等の広報啓発活動 4 学生サポーターと協力しての立ち直り支援活動	前年を下回る非行少年総数(毎年)	12,546の一部(再掲)	123
				こども家庭課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
	⑧少年非行防止・健全育成活動の推進		少年非行、いじめ、児童虐待など、少年の安全・安心を脅かし、犯罪に繋がりがねない事案等を防止するため、県、学校、警察、市町などの関係機関の連携を強化します。	児童生徒支援課	1 いじめ問題等対策関係機関会議の開催 2 学校警察連絡協議会の積極的な活用	適宜実施	—	125
				生活安全企画課	学校警察連絡協議会、要保護児童対策地域協議会等の連携体制を有効に活用し、関係機関との連携強化を図る。	適宜実施	—	126
				こども未来課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
	⑨少年の安全・安心を確保するための対策の推進		少年非行、いじめ、児童虐待など、少年の安全・安心を脅かし、犯罪に繋がりがねない事案等を防止するため、県、学校、警察、市町などの関係機関の連携を強化します。	児童生徒支援課	1 いじめ問題等対策関係機関会議の開催 2 学校警察連絡協議会の積極的な活用	適宜実施	—	125
				生活安全企画課	学校警察連絡協議会、要保護児童対策地域協議会等の連携体制を有効に活用し、関係機関との連携強化を図る。	適宜実施	—	126
				こども未来課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
				こども未来課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
				こども未来課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
				こども未来課	要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124
こども未来課				要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124	
こども未来課				要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124	
こども未来課				要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	7,500の一部	124	
⑩高齢者等の多様な見守り体制の整備		高齢単身世帯や認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域住民や民生委員、老人クラブ、民間事業者、行政などが連携し、ICT・IoT機器等も活用しながら、市町における日常的な安否確認から通報体制まで整えられた多重的な見守りネットワークの構築を支援します。 あわせて、高齢者の孤立化防止を図るため、老人クラブへの加入を促進し、社会参加活動を支援するとともに、シルバー防犯パトロール隊等の自主防犯活動を支援します。 また、行方不明高齢者の県域を越えた捜索の場合においては、各県に協力依頼を行うなど早期発見・保護に努めます。 さらに、県内外で身元不明のまま保護されている方については、「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト」に情報を掲載したり、警察本部及び各警察署における閲覧資料の備付けにより、早期の身元特定に努めます。	地域づくり推進課	市町が集落対策として進める「小さな拠点」づくりを支援し、集落生活圏の維持・活性化を推進するため、地域住民が主体となって行う地域づくりの展開を支援する。	地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織の立ち上げ等を進める市町の集落維持・活性化の取組やNPOや民間団体と連携した取組を部局横断的に支援	6,626(2—(1)—①と同一)	127	
			食品安全・消費生活課	地域における高齢者の見守りを促進するため、民生委員・児童委員や在宅介護支援者等を対象とした「見守り講座」を実施する。	適宜実施	81千円の一部	128	
			長寿社会課	市町による高齢者の多重的な見守りネットワークの構築を支援するため、見守り活動等の課題や先進事例等を共有する会議を開催する。	長崎県見守りネットワーク推進協議会の開催数：年1回開催	512	129	
			長寿社会課	老人クラブへの加入を促進し、社会参加活動を支援する。	適時実施	60,831	130	
			生活安全企画課	1 高齢者の見守り体制に参加し、情報共有の上、連携した活動を推進する。 2 自主防犯活動団体に対する情報の提供、合同パトロール等の支援を行う。	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	—	131	
			人身安全対策課	高齢者に係る所在不明事案の届出を受理した際は、はいかい老人ネットワークの効果的活用により早期発見・保護を図る。	適宜実施	—	132	
			人身安全対策課	安心メール・キャッチくんによる高齢者等の行方不明事案情報の配信	適宜実施	—	133	
			地域課	生安課と連携し、街頭活動による早期発見・保護活動を実施する。	発生時における早期発見、保護活動の実施	—	134	
			生活安全企画課	高齢者の犯罪被害状況や支援の必要性等の状況を把握し、各種会合における防犯講話の実施や市町の関係部門や民生委員等と連携するなど安全対策を推進する。	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	—	135	
			地域課	巡回連絡や事案取扱等、あらゆる機会において高齢者の居住実態、ニーズの把握を行う。	巡回連絡等あらゆる機会を通じて実施	—	136	

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
		③独居高齢者等の援助活動の推進	関係機関・団体が連携した高齢者世帯の巡回訪問活動を推進し、事件・事故の防犯広報等に努めます。	生活安全企画課	市町の高齢者見守りネットワークや青色回転灯等防犯パトロール隊などのボランティアと連携し、高齢者の見守り運動の活性化を図る。 高齢者の犯罪被害情勢に即した広報チラシ等を作成し、地域課、防犯ボランティア、市町等関係機関・団体と協力して広報活動を推進する。	高齢者宅訪問の継続的实施 関係機関との連携強化	—	137
				地域課	巡回連絡等を通じた防犯広報等を推進する。	巡回連絡等を通じて防犯広報等支援活動を適宜実施	—	138
	④犯罪被害防止のための電話相談や啓発活動の推進	高齢者等が、悪質商法やニセ電話詐欺（特殊詐欺）などの犯罪被害に遭わないため、録音や警告機能を有する防犯機能付き電話機の推奨、高齢者専用相談ダイヤルによる電話相談や防犯講話の実施、広報等による啓発活動を推進します。	交通・地域安全課	県民会議を通して関係団体に対し、高齢者・障害者に対する犯罪被害防止のための啓発依頼を行う。	県民会議 年1回開催	299（再掲）	139	
			食品安全・消費生活課	高齢者に対する悪質商法等の消費者被害やニセ電話詐欺被害を未然に防止するために、警察と連携して広報・啓発を行う。	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	0	140	
			広報相談課	高齢者専用ダイヤル、警察安全相談の対応や防犯講話、各種会合等の機会において防犯指導を行い、高齢者の自主防犯意識を啓発する。	適宜実施	—	141	
			生活安全企画課	高齢者を守るためにあらゆる機会を通じて、各種犯罪被害防止に向けた防犯講習を推進する。	適宜実施	—	142	
			地域課	各種会合やミニ広報紙等により犯罪被害防止の広報を行い、啓発活動を推進する。	・会合出席時に適宜実施 ・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行	—	143	
			交通企画課	高齢者を対象とした各種講習会において、犯罪被害防止に向けた講話、広報等による啓発活動を推進する。	適宜実施	35,503の一部（再掲）	144	
	⑤高齢者の尊厳を保持するための取組の推進	高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら地域で安心して生活することができるよう、介護施設等の管理者・職員に対する研修等を通じた高齢者権利擁護の取組推進、虐待対応にかかわる市町や関係機関職員への研修等による相談対応の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等によって、虐待を未然に防止するとともに、早期に発見して適切に対応できる体制の整備を推進します。 また、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めます。	長寿社会課	介護施設における指導的立場にある者や職員を対象に高齢者の権利擁護のための取組を行う人材を養成する。	適宜実施	4,501	145	
				高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及啓発を目的とした取組を推進する。	適宜実施	7,239	146	
			人身安全対策課	高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町に通報するとともに、被害防止のための措置を講じる。	全件対応	—	147	
	⑥障害者の尊厳を保持するための取組の推進	障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、関係機関が虐待に対する問題意識を持ち、保健・医療・福祉・労働者等の関係者や地域組織との協力連携を図ります。 あわせて、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えるとともに、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ります。 また、障害者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めます。	障害福祉課	強度行動障害支援者育成研修を実施し、行動障害を有する障害者に対する支援技術の向上を図る。	適宜実施	410	148	
				県内の障害福祉サービス事業所職員を対象に、障害者虐待防止と権利擁護意識の向上を目的とした研修会を開催する。	適宜実施	481	149	
			人身安全対策課	障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町に通報するとともに、被害防止のための措置を講じる。	全件対応	—	150	

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課(室)	具体的内容	令和8年度(年)				
						目標(案)	予算(千円)			
環境づくり 犯罪の防止に配慮した道路等づくり	(1) ①道路の整備 ○歩道の整備		こどもや高齢者をはじめ、すべての歩行者の方々が安心して通行できる環境の整備を図るため、歩道の設置が必要とされる道路については、整備を進めていきます。	道路建設課 道路維持課	街路事業に係る歩道を整備する。	320m	国の予算成立前のため未定	151		
					道路改築事業に係る歩道を整備する。	1,271m	国の予算成立前のため未定	152		
		生活安全企画課	防犯診断の実施による照明設備の必要な箇所の把握と設置の働きかけを行う。	必要に応じて実施	—	153				
		道路維持課	1 交通安全施設等整備事業に係る歩道の整備や交差点改良を実施する。 2 関係機関と連携の上、必要に応じて県管理道路における防護柵を整備する。	1 歩道整備 L = 2,000m 2 必要に応じて実施	1 国予算成立前のため未定 2 単-交通安全施設費 311,692千円のうちの一部	154				
		○照明設備等の整備	地下道や夜間の道路での重要事件の発生や同一事件が連続発生した場合のほか、道路の暗がり等についても、地域住民と協働して安全点検を実施し、市町との連携により、照明設備の整備に努めます。	生活安全企画課	防犯診断の実施による照明設備の必要な箇所の把握と設置の働きかけを行う。	必要に応じて実施	—	153		
		○道路照明灯の維持・保全	道路交通の安全性および円滑な交通の確保を目的として、道路照明灯の維持管理に努めます。	道路維持課	1 交通安全施設等整備事業に係る歩道の整備や交差点改良を実施する。 2 関係機関と連携の上、必要に応じて県管理道路における防護柵を整備する。	1 歩道整備 L = 2,000m 2 必要に応じて実施	1 国予算成立前のため未定 2 単-交通安全施設費 311,692千円のうちの一部	154		
		②公園の維持・保全	公園が痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、必要に応じて照明灯の設置等、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。 犯罪の防止に配慮した公園とするため、関係機関との協働による現場診断を行い、見通しの確保や照度の確保に配慮した公園の構造・設備の改善、必要な箇所への非常ベルや赤色灯などの防犯設備の整備等を進めていきます。	都市政策課	県管理の都市公園において必要に応じて照明灯等の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	総合運動公園：設備点検(1,320千円) 西海橋公園：照明灯ヘッド修理(400千円) 平戸公園：トイレ電球替え(LED更新)(871千円) 百花台公園：照明灯工事(4,000千円)	155		
	道路維持課			道路公園において、必要に応じて植栽の剪定、照明灯の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	—	156			
	港湾課			港湾緑地の整備にあたっては、必要に応じて照明灯の設置を行う。	必要に応じて実施	0(必要に応じて実施)	157			
	砂防課			砂防関係指定地内で行なわれる犯罪防止に配慮した公園計画・整備については、施工主体及び関係機関と連携を図りながら、その推進に協働するよう調整に努めます。	随時対応	—	158			
	生活安全企画課			1 防犯診断を実施し、必要に応じて管理者に対し構造設備の改善の申し入れを行う。 2 公園に関する必要な犯罪情報等を自治体等の公園管理者に対して発信する。	必要に応じて実施	—	159			
				③駐車場の維持・保全	駐車場については、必要に応じて、周囲からの見通しを確保できる外周柵等の設置、必要な照度を確保した照明器具の整備、防犯カメラや非常ベルの防犯設備の整備など、犯罪の防止に配慮した駐車場づくりを目指します。 警察本部及び各警察署は、管轄区域の駐車場の設置者等に対して、犯罪発生状況等の提供や、防犯設備の設置要領等の技術的助言を行うように努めます。	都市政策課	県管理の都市公園内にある駐車場では必要に応じて設備等の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	西海橋公園：区画線整理(10千円以内)	160
	道路維持課					道路管理者が設置した道路公園の駐車場において、植栽の剪定、照明灯の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	—	161	
	港湾課					駐車場の整備にあたっては、必要に応じて照明灯の設置を行う。	必要に応じて実施	0(必要に応じて実施)	162	
	建築課・宮繕課	駐車場整備を行う際は、防犯に配慮した設計とする。	適宜実施			0	163			
	住宅課	公営住宅団地において、周囲からの見通しを確保しながら、必要な照明器具を設置した駐車場を整備する。	必要に応じて整備			—	164			
	砂防課	砂防関係指定地内で行なわれる犯罪防止に配慮した駐車場計画・整備については、施工主体及び関係機関と連携を図りながら、その推進に協働するよう調整に努めます。	随時対応			—	165			
				生活安全企画課	1 防犯指針に基づく防犯設備の設置要領等の助言・指導を行う。 2 駐車場の設置者等に対して犯罪発生状況等の情報を提供する。	適宜実施	—	166		

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本方向	施策	事業	計画内容	担当課(室)	具体的内容	令和8年度(年)		
						目標(案)	予算(千円)	
犯罪の防止に配慮した住宅の普及	④防犯カメラの設置拡充に向けた取組の推進		防犯カメラの設置については、公共空間における安全の見守り、犯罪抑止等の効果が期待されることから、自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、地域主体による防犯カメラの設置拡充に向けた取組を推進します。	交通・地域安全課	防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。	適宜実施	—	167
				生活安全企画課	自治体、地域住民その他関係機関・団体と連携しつつ、地域主体による防犯カメラの設置拡充を推進する。	適宜連携を図り設置を促進	—	168
				道路建設課	「道路等に関する指針」に基づいて必要な設備を設置する。	要請に応じて実施	—	169
				道路維持課	「道路等に関する指針」に基づいて必要に応じて整備すると共に、指針の普及を図る。(道路課長会議、担当者会議)	2回/年	—	170
				港湾課	臨港道路の整備にあたっては、必要に応じて街路灯の設置を行うとともに、見通しの確保に努める。	必要に応じて実施	0(必要に応じて実施)	171
				漁港漁場課		必要に応じて実施	—	172
				生活安全企画課	1 道路等の管理者等に対する防犯指針の広報啓発及び必要に応じた防犯設備の設置要請を行う。 2 道路に関する必要な犯罪情報などを発信する。	適宜実施	—	173
	交通規制課	道路等の整備に関して、協議の場を通じて管理者等に対して、交通管理上必要な助言指導を行う。	適宜実施	—	174			
	②安全・安心な共同住宅の整備	防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部から見通しができる開口部のあるエレベーターの採用など防犯性能の高い共同住宅の整備に努めます。	建築課・営繕課	「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説」に基づき、防犯性の高い共同住宅の整備のための啓発を図る。	適宜実施	0	175	
			住宅課	市町に対して、防犯に配慮した共同住宅に対する設計指針を周知。	ホームページ上で随時実施する	—	176	
			住宅課	住宅フェアにおいて、県防連等と連携し、防犯機器等の普及及び啓発を図る。	長崎市内で住宅フェアを開催予定	200	177	
			交通・地域安全課	関係機関と連携し、住宅フェアなどで防犯用品等の活用促進を図る。	適宜実施	—	178	
			生活安全企画課	住宅課、県防連、防犯設備事業者等と連携し、住宅フェアなどで防犯用品等の活用促進を図る。	長崎県防犯設備協会等と連携を図り、防犯キャンペーン時に広報する。	—	179	
	③防犯設備士等との連携	犯罪の発生しにくい住宅環境づくりをすすめるため、防犯設備に関する専門的知識を有した防犯設備士等との連携に努めます。	交通・地域安全課	防犯設備士等との連携による防犯研修会及び防犯診断を実施する。	適宜実施	—	180	
			生活安全企画課		適宜実施	—	181	
	④長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発	防犯に配慮した住宅の普及促進のため、長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発を図ります。	交通・地域安全課	ホームページ等を活用し、長崎県防犯住宅推進制度の普及・啓発を行う。	適宜実施	—	182	
			住宅課	「長崎県防犯住宅推進制度」について、建築事業者等に対して制度の周知を図る	ホームページ上で随時実施	—	183	
	⑤住宅に関する指針に基づく整備と普及	犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等とするため、「住宅に関する指針」に基づいて、共同住宅の共同出入口、エレベーターホール、自動車駐車場等の安全管理の整備に努めるとともに、建築事業者等に対して住宅に関する指針についての普及を進めていきます。	住宅課	住宅、共同住宅建築に係る指針の普及及び啓発を図る。	ホームページ上で随時実施	—	184	
生活安全企画課			住宅、共同住宅に係る指針の広報による普及を図る。	適宜実施	—	185		

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計画 内容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）				
						目標（案）	予算（千円）			
犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備促進	①大規模商業施設等への防犯情報の提供、防犯対策の啓発	大規模商業施設（店舗面積の合計が3,000平方メートル以上の商業施設をいう。）及び付属駐車場における犯罪の未然防止のため、防犯責任者の指定を働きかけるとともに防犯情報を積極的に提供して、防犯体制の整備を働きかけるなど、防犯対策の啓発を行います。	経営支援課	大規模小売店舗の店舗面積が3,000平方メートル以上になる新設届出及び変更届出の受理後に、行動計画、防犯指針及びガイドラインを設置者に配付し、適切な対応を依頼する。	適宜実施	1,177	186			
					生活安全企画課	大規模商業施設に対する防犯情報の提供及び防犯診断を実施する。	適宜実施	—	187	
						少年補導員、学生サポーター等少年警察ボランティアと協働した大型商業施設の巡視や非行防止キャンペーンを通じて施設管理者に対し、万引き等少年非行防止のための環境づくりについて働きかける。	適宜実施	9,979の一部	188	
	②金融機関・深夜商業施設における防犯訓練及び防犯機能の向上	金融機関、深夜商業施設対象強盗事件の未然防止のため、発生時の対処要領等の習得を目的とした強盗防犯訓練や防犯設備の機能の向上を支援します。	生活安全企画課	金融機関・コンビニエンスストアに対する強盗防犯訓練の実施、検討会等を開催する。	適宜実施	—	189			
					地域課	生安課と連携して模擬訓練を実施する。	要請又は必要に応じて防犯訓練を実施	—	190	
	③大規模商業施設に関する指針に基づく防犯環境整備の促進	犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等とするため、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等に関する指針」に基づき、設置者、事業者（以下「設置者等」という。）に対して、防犯点検の実施や、防犯カメラ、非常ベル等の適正な設置、付属駐車場の安全管理等について整備を働きかけ、設置者等に対して大規模商業施設に関する指針の普及を進めます。	経営支援課	大規模小売店舗の店舗面積が3,000平方メートル以上になる新設届出及び変更届出の受理後に、行動計画、防犯指針及びガイドラインを設置者に配付し、適切な対応を依頼する。	適宜実施	1,177	191			
					生活安全企画課	大規模商業施設の防犯診断、防犯指導時において指針の普及を図る。	適宜実施	—	192	
	学校等におけるこどもの安全確保のための取組の推進	①防犯訓練の実施	学校への不審者侵入などの不測の事態に的確に対応し、児童生徒等への危害を未然に防ぐための教職員の防犯訓練や、不審者の声かけなどに適切に対応するための児童生徒の防犯訓練等を学校の実態に応じて計画的に行います。 また、児童福祉施設においても、不審者の侵入等に対応する危機管理体制を推進します。	学事振興課	私立学校において、不審者侵入等への対応など危機管理体制、防犯体制の確立に係る指導を実施する。	学校の検査実施時に体制を確認し、指導する。	—	193		
						交通・地域安全課	児童・生徒に対する防犯指導ができる人材を養成するための研修会の開催	防犯協会との共催による研修会を1回開催	—	194
						こども未来課	保育所、幼稚園、認定こども園等において、不審者侵入等への対応など危機管理体制、防犯対策に係る指導を実施する。	巡回指導や認可認定の現地調査、監査で確認と指導 認可認定申請時の書類で確認	—	195
こども家庭課						児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	—	196	
児童生徒支援課						「学校における安全管理の手引」や文部科学省作成資料等を活用し、各学校単位での実態に応じた防犯訓練の実施を指導する。	児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合100%	—	197	
生活安全企画課						学校が実施する避難訓練、声かけ事案対応訓練に対する支援を行う。	防犯教室の開催に併せて実施	—	198	
						スクールサポーターによる学校等における不審者侵入及び避難訓練を実施する。	適宜実施	704（再掲）	199	
②教職員等に対する防犯教室等の推進	学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、研修会を開催して防犯教室の指導者となる教職員を育成した上で、教職員の資質向上を図ります。	児童生徒支援課	防犯教室推進研修会を開催し、各学校において実施する防犯訓練指導者の育成を図る。	学校安全教室推進研修会開催	—	200				
				③児童生徒に対する相談体制づくりの推進	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校へのカウンセラーや相談員の配置・派遣と相談窓口の設置、相談業務の円滑な推進のための連絡会や研修を実施します。	児童生徒支援課	公立小・中・高校にカウンセラー等を配置し、相談業務の円滑な推進のために研修会等を開催する。	SC/SSW配置校研修会開催	—	201

第5次行動計画に基づく各部署の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計 画 内 容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）																			
						目標（案）	予算（千円）																		
こ ど も の 安 全 確 保 の た め の 取 組 の 推 進	④	学校安全体制の整備促進	各学校においては、実態に応じた学校安全計画や危険等発生時対応要領を作成するほか、学校等における児童生徒の安全を地域全体で見守る体制づくりを推進します。	児童生徒支援課	各学校の実態に応じた学校安全計画、対応マニュアルの作成を指導する。	・「学校における安全管理の手引」の見直し ・対応マニュアルの作成等の指導を適宜実施	—	202																	
							⑤	学校等に関する指針に基づく安全確保	学校及び児童福祉施設における児童等の安全の確保のため、「学校等に関する指針」に基づいて、こどもへの安全教育の充実、保護者、地域及び関係団体との連携などを進めていきます。	こども未来課	1 地域・家庭における子どもの安全意識（指針）の浸透を図る。 2 保育所、幼稚園、認定こども園等における子どもの安全意識（指針）の浸透を図る。	犯罪被害防止に係る情報提供	—	203											
													こども家庭課	児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	—	204								
																児童生徒支援課	「学校における安全管理の手引」や文科省作成資料等の活用により、児童生徒への安全教育の充実、学校の安全管理の徹底、保護者や地域及び関係団体との連携を図る。	学校安全教室推進研修会開催	—	205					
																			生活安全企画課	児童等への安全講話を実施するとともに、学校・地域等へ安全情報を提供する。 学校警察連絡協議会を通じて教育機関との情報共有を図る。	適宜実施	—	206		
	—	—	207																						
	(5) 通 学 路 等 に お け る こ ど も の 安 全 確 保 の た め の 取 組 の 推 進	①子ども110番の家の周知徹底と安全マップの作成・更新	通学路等における「子ども110番の家」を正確に把握してマップを作成するほか、ウォークラリーなどの行事を開催し、こども及びその保護者に対して「子ども110番の家」の周知を徹底します。 また、通学路等における危険箇所を図示した「安全マップ」を作成します。両マップとも、実効性のあるものとなるよう、定期的に見直しを行います。	児童生徒支援課	各種研修会において「通学路マップ」、「安全マップ」の作成と定期的な見直しを指導する。	適宜実施	—	208																	
							②通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進	児童生徒等の登下校時の安全確保のため、少年補導員、青少年健全育成協議会、PTA、地域住民等と連携し、地域ぐるみで集団登下校の指導や学校周辺及び通学路でのパトロール活動、見守り活動を行います。 また、事件・事故の未然防止を図るため、あいさつ等の声掛け運動を推進します。	交通・地域安全課	「安全・安心まちづくり宣言団体」に働きかけて、通学路等における見守り活動等の活性化を図る。	適宜実施	1,667の一部（再掲）	209												
												こども未来課	青少年ココロねっこ指導員等、市民ボランティアによるあいさつ、声かけ、見守り運動（ココロねっこ運動）を推進する。	ココロねっこ運動の普及	21,623（再掲）	210									
															児童生徒支援課	関係機関や地域の団体、PTAとの連携により、登下校時の見守り活動やパトロール活動等通学路の安全確保対策を推進する。	関係機関や地域の団体、PTA等と連携して登下校時の見守り活動をしている学校の割合100%	—	211						
																		生活安全企画課	学校、防犯ボランティアに対して、安全情報を提供する。 警察職員との協働実施やタイムリーな情報提供を通じて、少年補導員等少年警察ボランティアによる児童の登下校時の見守り活動等を実施する。	タイムリーに安全情報を提供	—	212			
																					地域課	児童・生徒の登下校時間帯における学校周辺及び通学路のパトロール・街頭監視活動を実施する。	登下校時間帯にパトロールや街頭監視活動を実施	—	214
																								交通企画課	交通事故防止の観点から、児童・生徒の登下校時の安全確保のために、主要交差点等での街頭指導活動を通じて、児童・生徒の安全を確保する。

第5次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料5

基本 方向	施策	事業	計 画 内 容	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和8年度（年）		
						目標（案）	予算（千円）	
	③	通学路等における児童等の安全確保の要請	通学路等における児童等の安全確保のため、地域住民に対し、必要がある場合の警察への通報、児童等の安全な場所への避難誘導、保護者への連絡等適宜の対応を取ることを働きかけます。	こども未来課	青少年ココロねっこ指導員等、市民ボランティアによるあいさつ、声かけ、見守り運動（ココロねっこ運動）を推進する。	ココロねっこ運動の普及	21,623（再掲）	216
				児童生徒支援課	各種研修会や学校を通じて、地域住民に対して、児童等の安全確保のための通報連絡等に関する協力を要請する。	適宜実施	—	217
				生活安全企画課	自治会または防犯ボランティア団体に対して、地域での子供を対象とした事案等の情報を提供し、協力を要請する。	適宜実施	—	218
					研修会等において、少年警察ボランティアをはじめとする地域住民に対し、児童生徒の安全確保のため必要な際に適宜の対応をとることについて働きかける。	適宜実施	—	219
	④	通学路等に関する指針に基づく整備と普及	通学路や児童等が日常的に利用している公園、広場等の安全の確保のため、「通学路等に関する指針」に基づいて、児童等への安全教育の充実、通学路等の安全な環境の整備に努めるとともに、児童の保護者、地域住民等に対して通学路等に関する指針の普及を進めます。	こども未来課	ココロねっこ運動を通して、家庭・学校・地域団体等へ、こどもたちの安全を守る県民運動の輪を広げる。	ココロねっこ運動の普及	21,623（再掲）	220
				こども家庭課	児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	—	221
				児童生徒支援課	関係機関等と連携し、通学路の安全点検を実施する。	通学路の安全点検を適宜実施	—	222
				生活安全企画課	指針に基づく危険防止活動等がなされるよう住民に対する啓発を図る。	適宜実施	—	223
					非行防止教室等の機会を利用して防犯指導を実施する。	適宜実施	—	224
				(6) 観光 旅行者 等の 安全 を 確保 する ため の 取 組 の 推 進	①観光業界へのインターネットを活用した情報の提供	観光業界による自主的な安全対策が講じられるよう、ホテル・旅館、タクシーなどの交通機関に対して、犯罪発生状況や未然防止対策に関する情報をインターネットを活用して提供します。	交通・地域安全課	県警と連携し、観光業界等に対し、安全情報の提供を図る。
	観光振興課	交通・地域安全課及び生活安全企画課による安全情報等の提供先拡大に協力する。	適宜実施				—	226
	生活安全企画課	観光業界に対し、インターネット活用による安全情報を提供する「もってこいネットワーク通信」への参加を働きかけていく。	適宜実施				—	227
②観光旅行者等の犯罪被害防止対策の推進	観光旅行者等に対する犯罪の未然防止対策として、観光地周辺地域への防犯カメラの設置に向けた取組を推進します。また、観光協会や旅館業組合など関係団体と連携を図り、観光旅行者等が犯罪被害に遭わないような取組を施設管理者等へ働きかけます。広報啓発用の文書を作成する際には、外国人観光客にも分かりやすいものにするよう工夫します。	観光振興課 インバウンド推進課	生活安全企画課と連携し、宿泊施設や観光施設等を通じて、観光旅行者等への注意喚起を図る。		適宜実施	—	228	
		生活安全企画課	1 防犯カメラの設置拡充への働き掛け 2 関係機関と連携し各種防犯情報を提供する。		適宜実施	3,349	229	
③防犯検討会の開催、防犯設備の保守点検	ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者等に対し、従業員に対する指導・研修・訓練等に努めること、及び防犯設備の計画的な保守点検を行うことを働きかけます。	観光振興課	生活安全企画課と連携し、観光関係者の会議等を通じて、防犯に関する情報を提供する。		適宜実施	—	230	
		生活安全企画課	ホテル・旅館等の管理者等に対して、防犯指導を実施する。	適宜実施	—	231		
④修学旅行生の安全確保	本県への修学旅行を計画している学校については、その要請に応じて必要な手配等を行うことにより、児童生徒の事件事故等を未然に防止するよう努めます。	生活安全企画課	本県への修学旅行を計画している学校から、児童生徒の安全確保について協力要請を受けた際には、事件事故の未然防止と発生時の迅速な対応のため、学校に対して関係警察署の連絡先等の情報提供を行う。	適宜実施	—	232		